

令和6年第1回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第2号
受 理 年 月 日	令和6年2月9日
件 名	スクラップヤードの騒音・振動等から市民の生活環境を守ることを求める請願
請願者の住所 及び氏名	関 口 浩 一 外419名
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	桜 井 卓

【請願趣旨】

近年、金属スクラップ、使用済みプラスチック等の屋外保管施設、いわゆるスクラップヤードが全国的に数多く立地するようになり、保管に伴う騒音や振動のみならず、不適切な保管による敷地外への崩落や火災の発生など、住民生活の安心安全に支障を来す事態が発生しています。本市にも同様の施設がいくつも存在しており、近隣の住民が騒音・振動に悩まされていたり、大量のスクラップが積み上げられていることやトラックが頻繁に出入りしている状況を不安に感じている状況があります。

また、スクラップヤードで扱われている金属スクラップ及び使用済みプラスチックは有価物として取引されていることが多く、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制対象となる廃棄物には該当しないため、スクラップヤードを直接規制する法令等がなく、対応に苦慮している状況もあるようです。

つきましては、スクラップヤードの騒音・振動等から市民の生活環境を守るため、次のとおり請願いたします。

【請願事項】

- 1 地域住民から埼玉県生活環境保全条例第4条第1項に基づく調査が請求された場合には、同条第2項に基づき速やかに調査を行い、その結果等を請求者に通知すること
- 2 1の調査を行う場合は、同条例施行規則に従い、正しい方法で測定すること
- 3 2の測定結果が規制基準に適合していない場合は、原因者に対し、改善等必要な措置をとるべきことを勧告すること。また、勧告に従わない場合には改善命令を発すること。さらに、改善命令に違反した場合には躊躇なく告発すること
- 4 スクラップヤードにおける規制基準を超える騒音・振動の発生、保管物

の崩落、火災の発生等を防止するため、当該事業を規制する条例を制定すること

- 5 スクラップヤードにおける事故や地域住民とのトラブルを未然に防止するため、関係法令の周知徹底や現場責任者を常駐させるなどの必要な措置を講ずること。